

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案要綱

第一 学校における働き方改革の一層の推進に向けて教育委員会及び学校が講ずべき措置

一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正

1 教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置（以下「業務量管理・健康確保措置」という。）の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めるものとすること。

（第八条第一項関係）

2 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標、業務量管理・健康確保措置の内容、その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項について定めるものとすること。

（第八条第二項関係）

3 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議に報告するものとすること。

（第八条第三項関係）

4 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとすること。

（第八条第四項関係）

5 都道府県の教育委員会は、市町村（特別区を含み、指定都市を除く。）の教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画（県費負担教職員に係る部分に限る。）の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとすること。

（第八条第五項関係）

二 学校教育法の一部改正

公立の義務教育諸学校等は、学校評価の結果に基づいて学校運営の改善を図るための措置を講ずるに当たっては、当該措置が業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならないこととすること。

（第四十二条第二項関係）

三 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

学校運営協議会が置かれている公立の義務教育諸学校等の校長が、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、当該学校における業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることとすること。

（第四十七条の五第四項関係）

第二 組織的な学校運営及び指導の促進に向けた主務教諭の職の新設

一 学校教育法の一部改正

主務教諭の職務について、児童の教育等をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うこととともに、主務教

諭を幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に置くことができるものとすること。

(第二十七条、第三十七条、第六十条及び第六十九条等関係)

二 その他関係法律の一部を改正すること。

第三 教員の処遇の改善に向けた教職調整額の基準となる額の引上げ等

一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正

- 1 公立の義務教育諸学校等の教育職員に支給される教職調整額の基準となる額について、幼稚園の教育職員を除き、教育職員の給料月額の百分の四に相当する額から、百分の十に相当する額に引き上げること。 (第三条第一項関係)
- 2 指導改善研修被認定者(教育公務員特例法第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。)について、教職調整額を支給しないこととともに、地方公務員法第五十八条规定の適用について必要な読替規定を定めること。

(第三条第一項及び第五条関係)

- 3 1の基準となる額の引上げは、令和八年一月一日から毎年百分の一ずつ段階的に行うこととする経過措置を置くこと。 (附則第二項関係)

二 教育公務員特例法の一部改正

義務教育等教員特別手当について、校長及び教員が分掌する校務類型に応じて支給することとし、その額は校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して条例で定めることとすること。

(第十三条第二項関係)

第四 その他

その他所要の改正を行うこと。

第五 施行期日等

- 一 この法律は、一部を除き、令和八年四月一日から施行すること。 (附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。 (附則第二条関係)
- 三 政府は、第三の施行の日(令和八年一月一日)以後二年を目途として、公立の義務教育諸学校等(幼稚園を除く。)の教育職員の勤労環境その他の勤務条件に関する状況、人材確保の動向並びに給与及び報酬等に要する経費についての財源の確保の状況その他の事情を勘案し、教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、教職調整額に係る率の変更を行うことを含め、必要な措置を講ずるものとすること。 (附則第三条関係)
- 四 政府は、公立の幼稚園の教育職員については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に定める給与その他の勤務条件に関する特例の適用を受けるとともに、保育所及び幼保連携型認定こども園の職員と同様に子ども・子育て支援法附則第二条の二に規定する処遇の改善に資するための措置が講じられていることに鑑

み、公立の幼稚園の教育職員の処遇の在り方に関し、他の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する制度との整合性を確保しつつ保育所及び幼保連携型認定こども園の職員の処遇との均衡を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

(附則第四条関係)